

## 第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会 議事要旨

### ○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

### ○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和5年7月6日(木) 15:50~16:30

2. 開催場所 市役所4階S2~4会議室(オンラインと併用)

### 3. 出席団体名

和洋女子大学(委員長)、千葉商科大学、浦安手をつなぐ親の会、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」、いちょうの会、浦安市自閉症協会、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人佑啓会、社会福祉法人千楽、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、一般社団法人こども未来共生会、社会福祉法人なゆた、NPO法人発達わんぱく会、株式会社舞浜コーポレーション、千葉県弁護士会京葉支部、民生委員児童委員協議会、医療法人社団城東桐和会、介護給付費等の支給に関する審査会、千葉県市川健康福祉センター、千葉県立市川特別支援学校、福祉部、こども発達センター

### 4. 議題

(1) 令和5年度障がい者福祉計画策定委員会について

(2) 浦安市障がい者福祉計画策定について

## 5. 資料

浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

議題1資料1 浦安市障がい者福祉計画について

議題2資料1 (国) 第5次障害者基本計画

議題2資料2 第7次千葉県障害者計画

議題2資料3 (国) 基本指針について

議題2資料4 市の現状について

議題2資料5 障がい福祉に関するアンケート調査報告書

## 6. 議事

(1) 令和5年度障がい者福祉計画策定委員会について  
事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

NPO法人発達わんぱく会：意見というかお願いになります。資料5ページの図に浦安市障がい者福祉計画が浦安市子ども・子育て支援総合計画と矢印があり、しっかり連動、連携しながら作成され、実施されるようになっておりますけれども、ぜひこちらをお願いできればと思っています。というのも浦安市障がい者福祉計画は障がい児福祉計画も兼ねています。こども家庭庁ができましたけれども、子どもは障がいがあってもなくても、あるいは、家庭の状況がどうであっても、子どもとして、育てられるべきというのがありますので、一般子ども施策の計画である浦安市子ども・子育て支援総合計画としっかりと連動、連携しないと障がい児福祉計画、つまり浦安市障がい者福祉計画は成り立たないと思っていますので、この図はとても大切で、とても素晴らしいと思っています。そのため幼児期の所管である母子保健課、こども課としっかり連携していただきたいと思っておりますので、そこは若干の懸念があり、意見させていただきました。

委員長：ありがとうございます。確かにこども家庭庁が発足して、一般子ども施策の中で障がい児もということで、国も意識していると思うので、浦安市の計画においても、そこをしっかりと意識したものにしていかなければっていうところですかね。

(2) 浦安市障がい者福祉計画策定について  
事務局から説明を行った。各委員からの意見は次のとおり。

NPO法人発達わんぱく会：障がい児福祉計画を作るにあたっての基本情報という目線で見せてもらった上で、質問、あるいはお願いをさせてもらいたいと思います。

まず資料4に関してですが障がい児通所支援、児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの利用者の推移がちょっと確認できなかったのも、もしあれば見せていただければと思います。あと同時に受給者証、障がい児通所支援を使われる時に手帳持たずに受給者証のみで利用される方も多いかと思うのですが、もしその所持者数の推移などあれば参考になるかなと思いました。あと、資料5のアンケートに関してですが、今の障がい児通所支援を使われていて、受給者証だけで利用されている方の意見などが読み取れるところがあれば、教えていただければと思います。

委員長：確かに資料の作りが、障がい児の方があまり入ってなかったということで。多分、基礎資料があると思いますので、また追加で次回というか、メールでも共有していた

だいた方がいいですかね。

こども発達センター：私もお願いがありまして、計画は、現状と課題を示して、市としてこうしていきたいという方向を示すものだと思いますので、現計画 158 ページから今ご説明あったよりも少し簡単な基礎資料の説明がありますが、是非、次回の計画の際には、これは前の方に持って行っていただいて、ここには手帳の所持者などの数が出ていますが、例えば、障がい種別と年齢でクロス集計したものを出していただくと精神障がいだったらどれぐらいの年齢の人が多いというのが分かったりするかなと思います。

また、障がい児の方の資料を入れていただきたいという思いがあります。それから国の基本指針で、地域移行が示されているのであれば、可能かどうかわからないですが、精神病院に入院している人数、平均した入院期間とかそういったものも入れていただくと、全体像が分かりやすくなるかと思います。

委員長：精神科病院への入院期間は国の数値目標にありますので、そこはしっかり市としても出していくことは重要かと思えますし、話の中で出た精神障害者保健福祉手帳所持者ですが、精神障がいの方、ほとんど手帳とってないですかね。実際には受給者証で自立支援医療を受けているということもあります。手帳だけだと全体の傾向がつかめないと思いますので、確かに浦安市の障がい者の状況を概観してみるのであれば、もう少し精査した方が良いのかなというところはあります。児童の方もお忘れなくということで、よろしく願いいたします。

浦安市聴覚障害者協会：私から一言すみません。聴覚障がい者が社会参加のために情報交換の場が必要になります。以前はゆうあいという施設がありまして、その中に聴覚障がい者支援室というのがありました。しかし東野パティオの建設にあたり、ゆうあいが無くなってしまったとともにその聴覚支援室もなくなっている現状です。聞こえない人というのは顔をあわせて手話でお話しをする必要があります。その中で、日常生活の困りごとですとか手話のコミュニケーション方法などを学べる場になっていました。あと手話の学習をする人のための資料とか書籍ですとか、あと学習用のDVDを置いて、皆さんに貸し出しを行うこともありました。このような理由から聴覚障がい支援室をまた必要と考えておりますので、浦安市としてもご協力いただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございます。聴覚障がいのみならず、視覚障がいも含めて、情報の大切さというところ、忘れてはいけないと改めて思いました。

## 7 閉会

令和5年7月6日(木)  
午後3時15分～午後4時30分  
市役所4階会議室S2・3・4

浦安市障がい者福祉計画策定委員会(令和5年度第1回)次第

- 1 開会  
新委員・事務局紹介
- 2 議題
  - (1) 令和5年度障がい者福祉計画策定委員会について
  - (2) 浦安市障がい者福祉計画策定について
    - ・目的、構成、スケジュール等
    - ・障害者計画及び第7期障害福祉計画に係る基本方針について
    - ・市の現状について
    - ・アンケート調査について
- 3 閉会

## 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

### （設置）

**第1条** 浦安市障がい者福祉計画（令和3年度～令和8年度）の後期計画（令和6年度～令和8年度）（以下「本計画」という。）の策定をするため、浦安市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （組織）

**第2条** 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2 委員長は、浦安市自立支援協議会（以下「協議会」という。）会長が兼任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、協議会副会長が兼任し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、市長が指名した者をもって充てる。

### （掌握事務）

**第3条** 委員会は、本計画の策定に関する事項を協議する。

### （委員の任期）

**第4条** 委員の任期は、本計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員会の開催）

**第5条** 委員長は、会議を招集する。

2 委員長は、前項の規定に代えて、メール等の電子的な方法を用いて行うことができる。

### （委員以外の者の出席）

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出を求め又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

### （秘密保持）

**第7条** 委員は、その職務に関して知り得た個人情報については、その職を退いた後も、他に漏らしてはならない。

### （庶務）

**第8条** 委員会の庶務は、福祉部障がい事業課において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(この要綱の失効)

**第10条** この要綱は、本計画の策定が終了する日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。



## 浦安市障がい者福祉計画について

### 1. 計画策定の目的

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する計画として策定する。

### 2. 計画の構成

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体化した計画として策定する。

第1編は「障害者計画」とし、第2編は「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」とする。

### 3. 障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画について

#### (1) 障害者計画（第1編）

##### ①概要

障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画

##### ②計画内容

- ・ 生活環境、情報、防災、差別の解消、保健・医療、福祉・生活支援、雇用、就業、教育、文化・スポーツ活動など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの

#### (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画（第2編）

##### ①概要

サービス提供等の具体的な実施計画

##### ②具体的内容

###### ●障害福祉計画

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量及び見込み量の確保のための方策
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

###### ●障害児福祉計画

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量

(※参考)

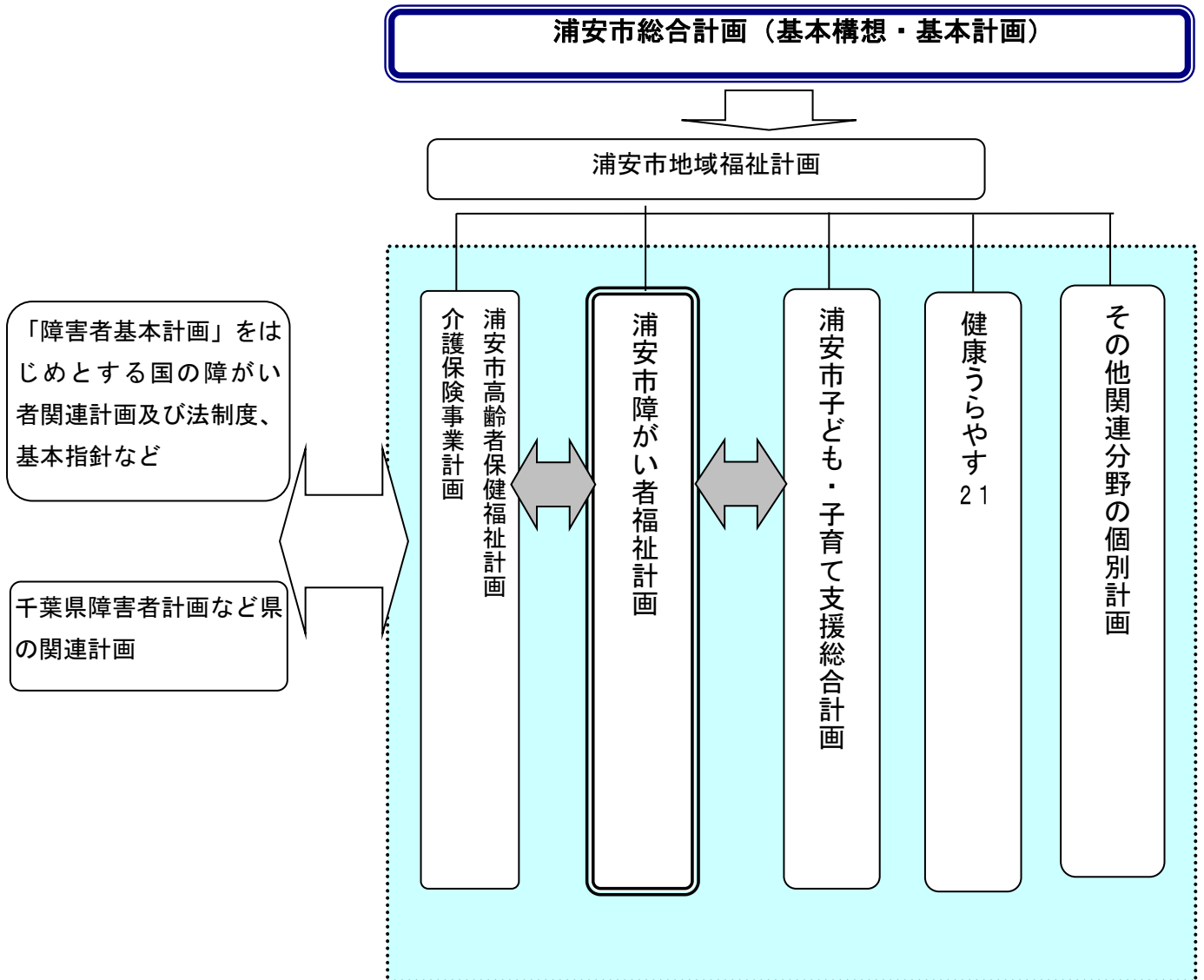
障害者計画（第1編）	
根拠法	<p>●障害者基本法</p> <p><b>第11条第3項</b></p> <p>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p><b>同条第6項</b></p> <p>市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聞かなければならない。</p> <p><b>第36条第4項</b></p> <p>市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市町村障害者計画に関し、第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。</li><li>2 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。</li><li>3 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</li></ol>

	障害福祉計画（第2編）	障害児福祉計画（第2編）
根拠法	<p>●障害者総合支援法 第88条</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項</p> <p>二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p> <p>3 市町村障害者福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>4 市町村障害者福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。</p>	<p>●児童福祉法 第33条第20項</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</p> <p>3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。</p>

<p>5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの実情を勘案して、市町村障害者福祉計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p> <p>7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。</p>	<p>5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p> <p>7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。</p>
---	---

#### 4. 計画の位置づけ

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、分野別計画として策定するもので、総合計画（基本構想・基本計画）や他の分野別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしている。



5. 計画期間

・ 障害者計画（第1編）

令和3年度から令和8年度までの6か年計画

・ 障害福祉計画・障害児福祉計画（第2編）

令和6年度から令和8年度までの3か年計画

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
国	障害者基本計画（第4次） （平成30～令和4年度）				障害者基本計画（第5次） （令和5～9年度）				
千葉県	障害者計画（第6次） 障害福祉計画（第5期） 障害児福祉計画（第1期） （平成30～令和2年度）		障害者計画（第7次） 障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期） （令和3～5年度）			障害者計画（第8次） 障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期） （令和6～8年度）			
浦安市	総合計画（基本構想） （令和2～21年度）【20年間】								
	総合計画（基本計画） （令和2～11年度）【10年間】								
	実施計画（第1次） （令和2～6年度）					実施計画（第2次） （令和6～8年度）			
	障がい者計画 （平成27～令和2年）		障がい者計画 （令和3～8年度）			見直し			
	障がい福祉計画 （平成30～令和2年度）		障がい福祉計画 （令和3～5年度）			障がい福祉計画 （令和6～8年度）			
	障がい児福祉計画 （平成30～令和2年度）		障がい児福祉計画 （令和3～5年度）			障がい児福祉計画 （令和6～8年度）			

## 6. 障がい者福祉計画策定委員会

障がい者福祉計画を策定するため、浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱第1条の規定により、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を設置し、本計画の策定に関する協議を行う。

### (1) 組織

委員会は、委員長及び副委員長並びに委員から組織される。

(委員長) 自立支援協議会会長が兼任

(副委員長) 自立支援協議会副会長が兼任

### (2) 委員数

委員 28 名

### (3) 設置期間

令和5年7月1日～計画策定終了まで

### (4) 報償

委員長 9,500 円 委員 9,000 円

### (5) 情報公開等

委員会は傍聴可。委員名を記載せず「法人名又は団体名」を記載した議事要旨をホームページで公開する。

### (6) 議題案

日程	議題 (予定)
第1回 7月6日(木) 15:25~16:30	(1) 浦安市障がい者福祉計画について(目的・構成・スケジュール等) (2) 国の基本指針について (3) 市の現状について (4) 当事者・事業者アンケート調査結果について
第2回 9月21日(木) 15:00~16:00	(1) 現計画の進捗状況について (2) 障がい者福祉計画(骨子)について
第3回 11月9日(木) 15:00~16:00	(1) 障がい者福祉計画(素案)について (2) パブリックコメントの実施について
第4回 1月11日(木) 15:00~16:00	(1) 障がい者福祉計画(最終案)について (2) パブリックコメントの結果について
第5回 2月29日(木) 15:00~16:00	(1) 障がい者福祉計画(確定版)について

## 7. 市民意見を反映した計画

本計画の策定過程では、当事者及び事業者のアンケート調査をはじめ、障がい者団体へのヒアリング、自立支援協議会各部会及びパブリックコメントなどの意見聴取などの様々な手法を駆使し、市民の意見を反映した計画とする。

### (1) アンケート調査の実施（令和4年度実施）

#### ①障がい者等アンケート調査

障がいや疾病のある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握するために実施する。

#### ②障がい福祉サービス事業者アンケート調査

障がい福祉サービスを提供する事業者の状況や実態を把握するために実施する。

### (2) 障がい者団体ヒアリング（令和4年度実施）

具体的な問題提起や要望を把握するため、障がい者団体を対象に、事前調書をもとにヒアリングを実施する。

#### （ヒアリング実施団体）

いちょうの会、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ、浦安・市川腎臓病患者と家族会、オストメイト・地域グループ浦安の会

### (3) 自立支援協議会各部会からの意見収集

自立支援協議会の各部会において協議を行っている課題及びその課題に対応した施策等について意見を収集する。



## 8. 障がい者福祉計画のPDC Aサイクルについて

### (1) PDC Aサイクルの必要性

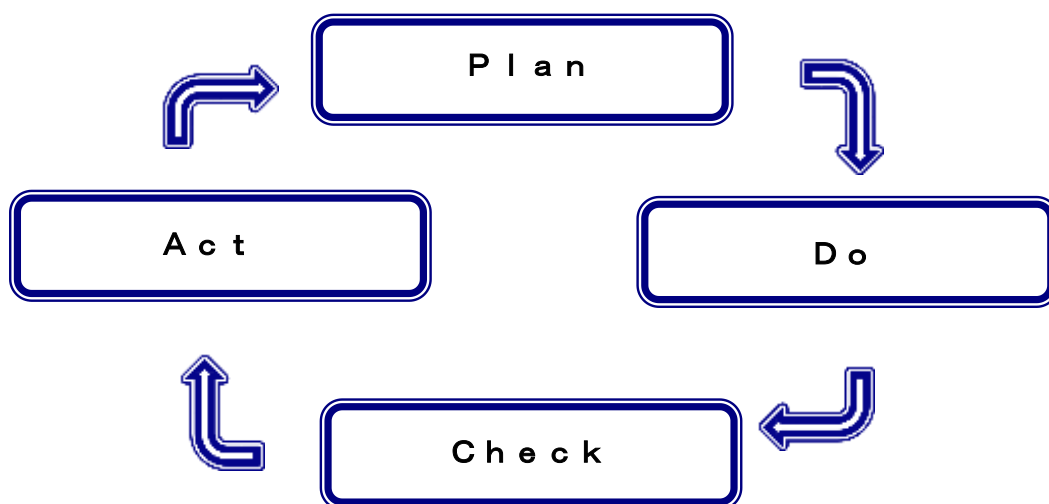
#### ①PDC Aサイクルの必要性と法上の規定

- ・計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になる。
- ・平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDC Aサイクル）とされており、平成 28 年 6 月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されている。

#### ②PDC Aサイクルとは

- ・「PDC Aサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（P l a n）」「実行（D o）」「評価（C h e c k）」「改善（A c t）」のプロセスを順に実施していく。

【PDC Aサイクルイメージ】



計画（P l a n）	目標を設定し目標達成に向けた活動を立案する。
実行（D o）	計画に基づき活動を実行する。
評価（C h e c k）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する。
改善（A c t）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする。

# 第七次千葉県障害者計画（令和3年度から令和5年度までの3年間）の概要



## 計画の位置付け 現状と課題 8つの主要な施策と主な取組

- 1 障害者計画（障害者基本法）
- 2 障害福祉計画（障害者総合支援法）
- 3 障害児福祉計画（児童福祉法）
- 4 「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に係る施策  
 1から4までの計画や施策を一つの計画として一体的に策定

### 本県の障害のある人の状況

#### 1 手帳の所持者数

手帳所持者数	26年度末①	元年度末②	②と①の比較
身体障害者手帳	176,392人	179,242人	1.6%増加
療育手帳	36,989人	44,038人	19.1%増加
精神障害者保健福祉手帳	34,178人	51,503人	50.7%増加

#### 《増加の状況と要因など》

##### ○身体障害

全体に占める割合は「肢体不自由」が50.0%、次いで「内部障害」が35.1%

「内部障害」は増加が顕著で5年間で13.5%増加

##### ○知的障害

軽度の障害のある人の増加が顕著で5年間で23.8%増加  
 知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者が増加したことが要因の一つと考えられる。

※要因＝「令和2年版内閣府障害者白書、障害者の全国的状況」による

##### ○精神障害

全体に占める割合は「2級」が58.8%、次いで「3級」が27.7%

「2級」は5年間で48.2%増加、「3級」は83.1%増加

#### 2 公立特別支援学校の幼児児童生徒数

- ・平成26年度の5,993人から令和元年度の6,473人へと8.0%増加
- ・障害別の内訳では知的障害が9.0%増加、肢体不自由が14.7%増加

#### 3 障害のある人の就職件数

- ・平成26年度の2,784件から令和元年度の3,972件と42.7%増加  
 精神障害者の就職件数は5年間で84.2%増加

※就職件数＝県内のハローワークにおける障害のある人の就職件数

県内では、障害のある人が増加傾向にあり、加えて発達障害や高次脳機能障害、難病など多様な障害のある人に対する福祉サービスの提供が必要とされている。  
 こうした状況の中で、以下の施策を推進していくことが求められている。

- ・住まいの場としてのグループホームや日中活動の場の整備
- ・精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができる体制の構築
- ・障害のある人への理解を広げる取組の推進と権利を擁護する体制の構築
- ・障害のある子どもがライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられる体制の構築
- ・相談支援体制の充実
- ・一般就労の促進や福祉的就労の充実、職場への定着支援

### 計画の目標

**障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築**

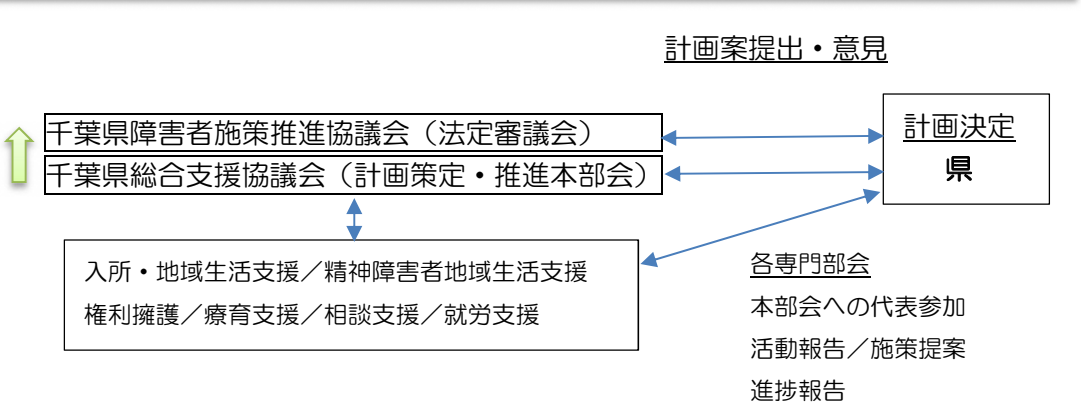
障害者基本法と共通の「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念の下、目標を掲げます。

### 計画策定に係る基本的な考え方

- ・自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ・当事者本位の総合的・横断的な支援
- ・障害特性等に配慮した支援
- ・複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ・障害を理由とする差別の解消
- ・施策の総合的かつ計画的な取組の推進

- 1 入所施設等から地域生活への移行の推進
  - グループホームの整備拡充
  - 地域生活支援拠点の整備促進
- 2 精神障害のある人の地域生活の推進
  - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進
  - 障害者条例に基づく取組の推進
  - 手話通訳者等の養成
- 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
  - ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
  - 医療的ケアが必要な子どもの支援のための保健・医療・福祉・教育等の連携の推進
- 5 障害のある人の相談支援体制の充実
  - 基幹相談支援センターの設置を支援
- 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実
  - 就労支援・定着支援体制の強化
- 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
  - 千葉県発達障害者支援センター（CAS）による支援
  - 千葉県ひきこもり地域支援センターによる支援
- 8 様々な視点から取り組むべき事項
  - 人材の確保・定着
  - スポーツと文化芸術活動に対する支援

### 計画の策定・推進体制



# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

令和5年7月6日 第1回計画策定委員会  
議題2\_資料3 基本指針について

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実



### 3. 基本指針見直しの主な事項

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 5. 活動指標

### ① 施設入所者の地域生活への移行等

#### (都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### (都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

#### (都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③ 地域生活支援の充実

#### (都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

#### (都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤ 発達障害者等に対する支援

#### (都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

#### (都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

#### (都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

### ⑦ 相談支援体制の充実・強化等

#### (市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

### ⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

#### (都道府県・市町村)

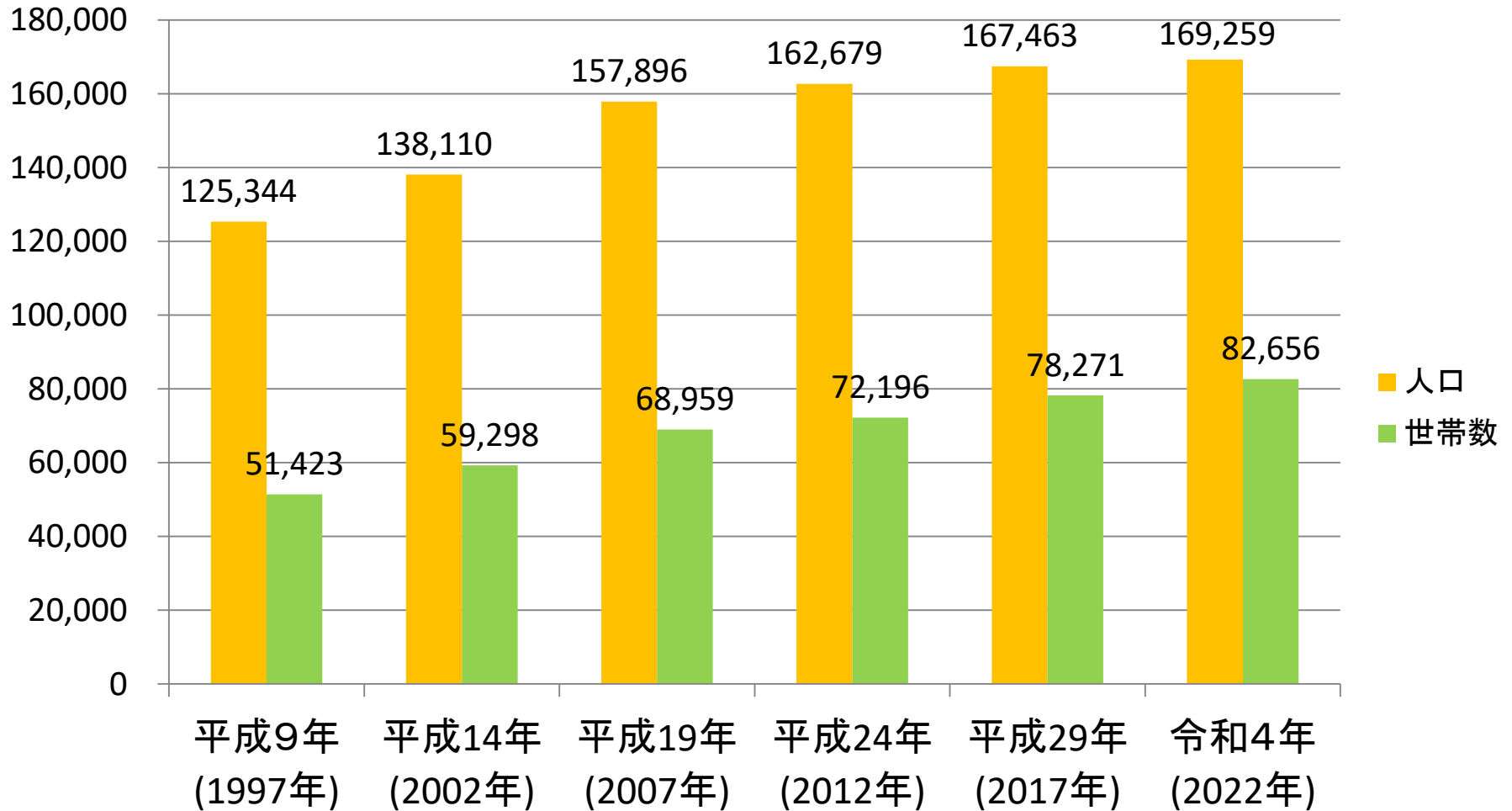
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

#### (都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

人口(人)・世帯数(世帯)

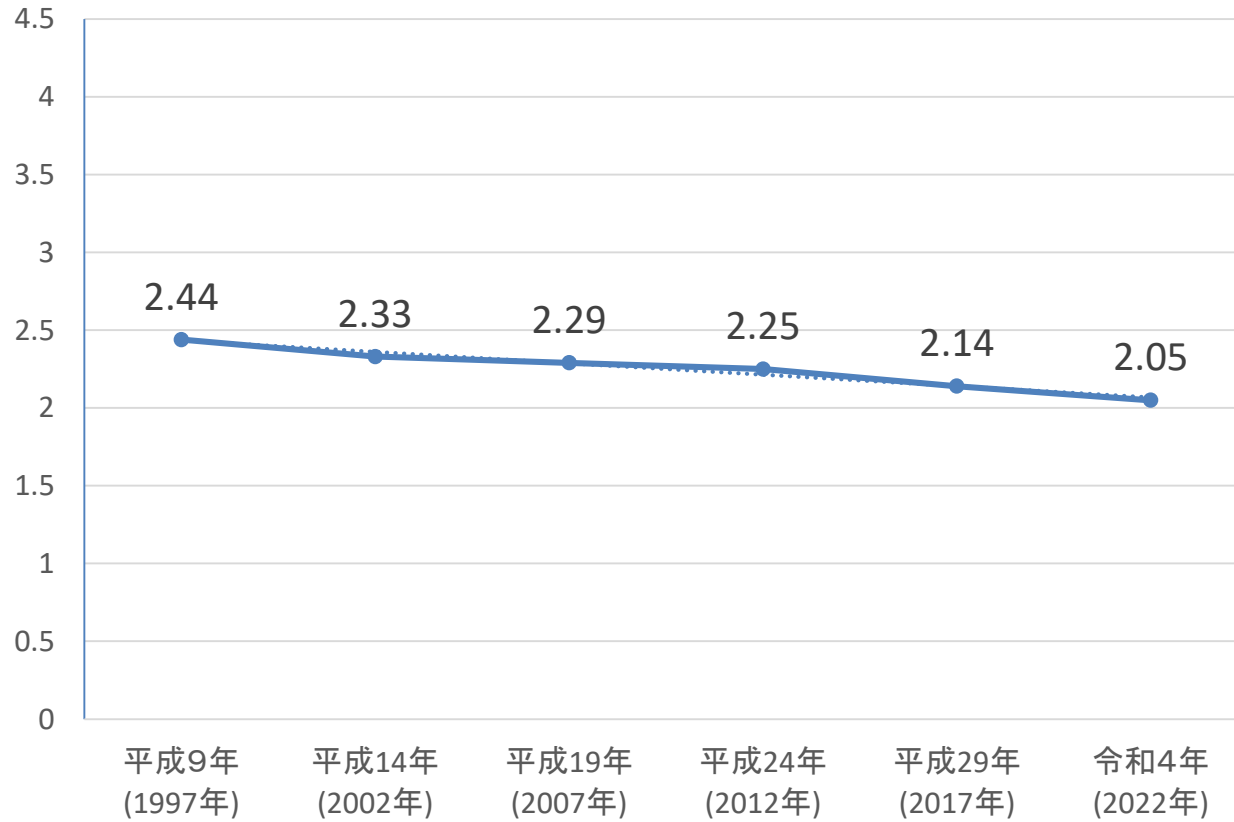
## 人口数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

# 世帯人員の推移

世帯人員(人/世帯)



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

注)小数点第三位を四捨五入



## 年齢区分別人口の推移

区分		平成9年 (1997年)	平成14年 (2002年)	平成19年 (2007年)	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	令和4年 (2022年)
年少人口 (0～14歳)	実数	19,581	20,249	25,399	25,968	23,574	20,890
	増減率	—	3.4	25.4	2.2	▲9.2	▲11.4
	構成比	15.9	15	15.7	16.3	14.1	12.3
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	95,807	103,867	113,473	112,630	116,316	117,420
	増減率	—	8.4	9.2	▲0.7	3.3	0.9
	構成比	77.8	76.9	75.6	70.7	69.4	69.4
老年人口 (65歳以上)	実数	7,759	10,974	15,713	20,749	27,573	30,949
	増減率	—	41.4	43.2	32	32.9	12.2
	構成比	6.3	8.1	10.2	13	16.5	18.3
(内75歳 以上)	実数	1,742	3,828	5,535	7,715	10,960	14,580
	増減率	—	119.7	44.6	39.4	42.1	33
	構成比	1.4	2.8	3.6	4.8	6.5	8.6

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

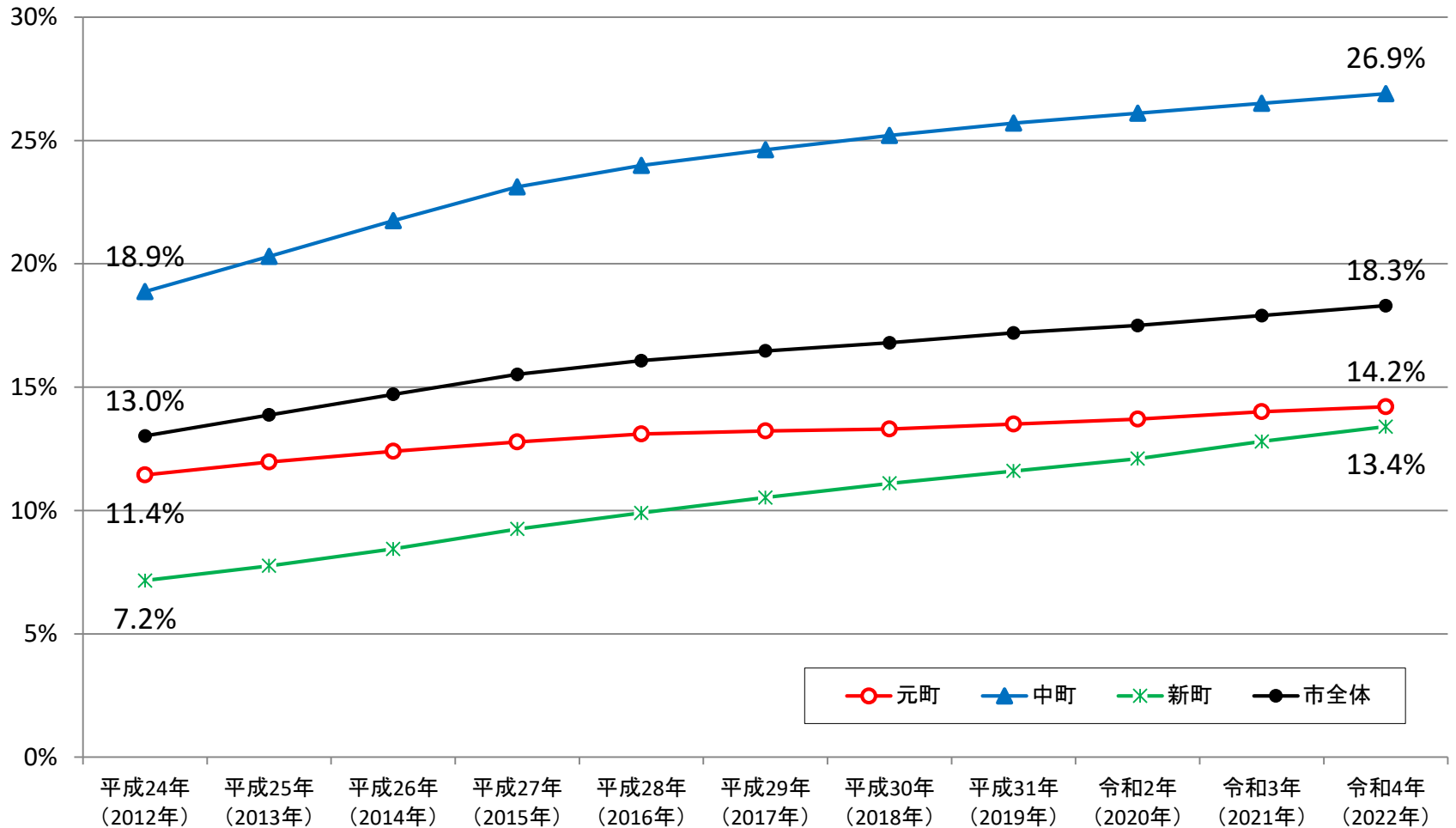
## 老年人口の増加率

(単位:人、%)

区分	老年人口(人)		老年人口増加率 (%)
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	
全国	33,790,006	36,026,632	6.6
千葉県	1,603,802	1,734,516	8.2
浦安市	25,092	29,902	19.2

資料:国勢調査(総務省),住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 高齢化率(老年人口比率)の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 地域別年齢区分別の人口動向

(元町)

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
年少人口	8,722	8,585	8,539	8,526	8,559	8,680	8,586	8,513	8,358	8,103	7,859
生産年齢人口	48,411	49,476	50,027	50,516	51,438	52,300	52,857	53,636	53,828	53,509	53,155
老年人口	7,379	7,894	8,292	8,651	9,046	9,293	9,462	9,694	9,892	9,993	10,095
元町合計	64,512	65,955	66,858	67,693	69,043	70,273	70,905	71,843	72,078	71,605	71,109

年少人口比率	13.7%	13.7%	13.6%	13.5%	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	11.6%	11.3%	11.1%
生産年齢人口 比率	76.0%	75.6%	75.6%	75.0%	75.0%	74.8%	74.6%	74.5%	74.7%	74.7%	74.7%
老年人口比率	10.3%	10.6%	10.8%	11.4%	12.0%	12.4%	12.8%	13.1%	13.7%	14.0%	14.2%
元町合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(中町)

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
年少人口	7,796	7,620	7,437	7,318	7,179	7,170	7,153	6,995	6,846	6,710	6,539
生産年齢人口	37,799	37,702	37,043	36,281	35,935	35,903	35,822	35,704	35,670	35,512	35,172
老年人口	10,604	11,546	12,360	13,114	13,609	14,069	14,494	14,785	15,009	14,832	15,357
中町合計	56,199	56,868	56,840	56,713	56,723	57,142	57,469	57,484	57,525	57,054	57,068

年少人口比率	14.0%	14.1%	14.1%	13.9%	13.4%	13.1%	12.9%	12.7%	11.9%	11.8%	11.5%
生産年齢人口 比率	70.6%	69.5%	68.7%	67.3%	66.3%	65.2%	64.0%	63.4%	62.0%	62.2%	61.6%
老年人口比率	15.4%	16.4%	17.2%	18.9%	20.3%	21.7%	23.1%	24.0%	26.1%	26.0%	26.9%
中町合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(新町)

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
年少人口	9,308	9,571	9,787	9,449	9,151	8,763	8,308	7,990	7,022	6,670	6,489
生産年齢人口	24,673	25,530	26,416	26,399	27,094	27,135	27,327	27,680	29,201	29,021	29,094
老年人口	2,279	2,462	2,607	2,766	3,049	3,309	3,631	3,920	5,001	5,258	5,495
新町合計	36,260	37,563	38,810	38,614	39,294	39,207	39,266	39,590	41,224	40,949	41,078

年少人口比率	25.7%	25.5%	25.2%	24.5%	23.3%	22.4%	21.2%	20.2%	17.0%	16.3%	15.8%
生産年齢人口 比率	68.0%	68.0%	68.1%	68.4%	69.0%	69.2%	69.6%	69.9%	70.9%	70.9%	70.8%
老年人口比率	6.3%	6.6%	6.7%	7.2%	7.8%	8.4%	9.2%	9.9%	12.1%	12.8%	13.4%
新町合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 将来的な人口の見通し

	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)	令和16年 (2034年)	令和21年 (2039年)	令和26年 (2044年)	令和31年 (2049年)	令和36年 (2054年)	令和41年 (2059年)	令和46年 (2064年)	令和51年 (2069年)
総数	159,157	162,905	170,188	177,298	178,955	179,217	178,468	176,698	173,890	170,030	164,776	158,463	152,513
増減数	14,164	3,748	7,283	7,110	1,657	262	▲749	▲1,770	▲2,808	▲3,859	▲5,254	▲6,313	▲5,950
増減率(%)	9.8	2.4	4.5	4.2	0.9	0.1	▲0.4	▲1.0	▲1.6	▲2.2	▲3.1	▲3.8	▲3.8

年少人口	26,331	24,739	22,681	21,788	21,432	22,155	23,082	22,844	20,729	17,962	16,128	15,571	15,482
生産年齢人口	114,895	114,205	118,285	123,055	121,138	114,644	106,496	101,323	98,786	97,403	94,679	88,454	81,568
老年人口	17,931	23,961	29,222	32,455	36,385	42,418	48,890	52,531	54,375	54,665	53,969	54,438	55,103

年少人口比率 (%)	16.5	15.2	13.3	12.3	12.0	12.4	12.9	12.9	11.9	10.6	9.8	9.8	10.4
生産年齢人口比率 (%)	72.2	70.1	69.5	69.4	67.7	64.0	59.7	57.3	56.8	57.3	57.5	55.8	53.5
老年人口比率 (%)	11.3	14.7	17.2	18.3	20.3	23.7	27.4	29.7	31.3	32.2	32.8	34.4	36.1

資料: 浦安市総合計画(令和元年12月)

## 障害者手帳(障がい種別)所持者等の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人口	168,852	170,254	170,978	169,963	169,259	170,406
前年比(%)	—	100.8	100.8	99.4	99.6	100.7
身体障害者手帳	3,013	3,120	3,126	3,162	3,177	3,124
前年比(%)	102.0	103.6	100.2	101.2	100.5	98.3
人口割合	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	1.8
療育手帳	763	782	832	853	831	839
前年比(%)	—	102.5	106.4	102.5	97.4	101.0
人口割合	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
精神障害者保険福祉手帳	934	1,059	1,188	1,237	1,391	1,530
前年比(%)	—	113.4	112.2	104.1	112.4	110
人口割合	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9
手帳所持者の合計	4,710	4,961	5,146	5,252	5,399	5,493
前年比(%)	—	105.3	103.7	102.1	102.8	101.7
人口割合	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.2
自立支援医療(精神通院)	1,628	1,763	1,918	2,232	2,121	2,310
前年比(%)	—	108.3	108.8	116.4	95	108.9
人口割合	1.0	1.0	1.1	1.3	1.3	1.4

※人口:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※手帳所持者数(各年3月31日現在)



## 身体障害者手帳(年齢別)所持者の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
18歳未満	100	106	100	93	92	88
18～40歳未満	232	246	239	241	241	232
40～65歳未満	771	775	780	780	804	795
65歳以上	1,910	1,993	2,007	2,048	2,040	2,009
計	3,013	3,120	3,126	3,162	3,177	3,124

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 身体障害者手帳(等級別)所持者の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1級	1,217	1,224	1,228	1,248	1,209	1,191
2級	439	456	459	454	461	452
3級	443	487	482	494	523	530
4級	670	694	687	691	692	670
5級	128	135	143	136	141	135
6級	116	124	127	139	151	146
計	3,013	3,120	3,126	3,162	3,177	3,124

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 療育手帳(年齢別)所持者の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
18歳未満	266	256	302	292	258	251
18歳以上	497	526	530	561	573	588
計	763	782	832	853	831	839

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 精神障害者保健福祉手帳(年齢別)所持者の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
18歳未満	34	39	47	47	57	64
18歳以上	900	1,020	1,141	1,190	1,334	1,466
計	934	1,059	1,188	1,237	1,391	1,530

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 精神障害者保健福祉手帳(等級別)所持者の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
重度(1級)	119	113	117	116	115	114
中度(2級)	511	596	613	632	720	756
軽度(3級)	304	350	458	489	556	660
計	934	1,059	1,188	1,237	1,391	1,530

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 障害者手帳(障がい種別)所持者等の推計

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
人口	170,406	171,254	172,435	173,735	175,181	175,588
前年比(%)	—	100.6	100.7	100.8	100.8	100.2
身体障害者手帳	3,124	3,140	3,161	3,185	3,211	3,219
療育手帳	839	843	849	855	863	865
精神障害者保健福祉手帳	1,530	1,538	1,548	1,560	1,573	1,577
自立支援医療(精神通院)	2,310	2,321	2,338	2,355	2,375	2,380

※人口(企画政策課資料)

※推計値については、令和5年の人口に対する手帳所持者等数の割合をもとに推計

# 障害福祉サービス及び地域生活支援事業(移動・日中)利用者の推移

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
居宅介護	205	219	226	225	234
重度訪問介護	8	8	7	6	10
同行援護	20	18	22	21	23
行動援護	12	12	11	11	9
短期入所	106	114	117	105	125
療養介護	6	6	8	8	8
生活介護	176	181	189	189	198
施設入所支援	55	57	57	56	62
自立生活援助	—	2	3	5	4
共同生活援助	83	82	86	101	138
自立訓練(機能訓練)	3	5	7	5	8
自立訓練(生活訓練)	16	17	12	16	18
宿泊型自立訓練	1	2	3	3	2
就労移行支援	85	102	97	87	95
就労継続支援(A型)	65	72	77	74	79
就労継続支援(B型)	156	176	208	218	229
就労定着支援	—	15	27	31	46
計画相談支援	524	570	613	622	709
地域定着支援	2	3	3	3	4
地域移行支援	5	6	3	1	10
移動支援	444	443	458	412	429
日中一時支援	362	371	388	389	412
児童発達支援	125	175	147	201	234
放課後等デイサービス	181	280	329	346	369
医療型児童発達支援	—	3	1	2	2
保育所等訪問支援	—	9	5	34	51

※実利用者数(各年3月31日現在)

浦 安 市  
障がい福祉に関するアンケート調査  
報 告 書（概要版）

令和5年3月

浦 安 市



## 1. 調査の目的

本調査は、計画期間を令和6年度から8年度までの3か年とする「浦安市障がい者福祉計画」を策定するための基礎資料とするため、市内の障がいや疾病のある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握するとともに、市内で障がい福祉サービス等を提供する事業者の状況や実態を把握する事を目的として実施しました。

## 2. 調査の概要

調査名	①障がい福祉に関するアンケート調査	②障がい福祉サービス等の提供にかかるアンケート調査
対象者	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病疾患児・者	浦安市内の障がい福祉サービス事業者
調査対象数	2,000名	100事業所
回収数	1,213名	61事業所
回収率	60.1%	61.0%
記名の有無	無記名式	記名式
調査期間	令和4年12月	
調査方法	郵送配布・郵送回収	

## 1. 障がいや疾病のある方に対する調査

浦安市内の障がい福祉サービス事業者を対象としたアンケート調査について、概要を整理した結果は以下のとおりです。

なお、令和元年度に実施した前回調査については、「前回調査」又は「前回」と表記します。

### (1) 利用している福祉サービス等について

障がい福祉サービス・制度については、「利用している」が 66.6%、「過去に利用していたが、現在は利用していない」が 4.0%、「利用していない」が 23.8%となっており（前回調査では「あなたは障がい福祉サービスを利用していますか。」）、このうち、現在利用している障がい福祉サービス・制度は、「バス・鉄道等運賃助成」が 60.7%と最も多く、次いで、「医療費助成」が 53.8%、「障がい者手当」が 32.1%となっています。

利用していない理由については、「必要ではない」が 36.2%と最も多く、前回調査の 48.3%より 12.1ポイント減少し、次いで、「自分に合ったサービスがない」が 11.6%と前回調査の 14.5%より 2.9ポイント減少し、「サービスの内容や相談先がわからない」が 6.2%と前回調査の 13.7%より 7.5ポイント減少しています。

なお、利用していない理由の「その他」として、「現在、サービス検討中」及び「サービス内容を把握していない」などの理由が挙げられています。

### (2) 介助について

身の周りの介助者については、「配偶者（夫・妻）」が 23.0%と最も多く、前回調査の 25.1%より 2.1ポイント減少し、次いで、「母親」が 15.1%と前回調査の 19.9%より 4.8ポイント減少し、「子ども」が 7.7%と前回調査と同様の割合となっています。

介助者の年齢については、「65歳～74歳」が 22.3%と最も多く、前回調査と同様の割合となっており、次いで、「50代」が 22.1%と前回調査の 20.8%より 1.3ポイント増加し、「75歳以上」が 20.4%と前回調査の 18.0%より 2.4ポイント増加しています。

なお、障がい者の年代別に介助者の年齢を見ると、18歳未満では「40代」が 60.0%、18歳～40歳未満及び40歳～65歳未満では「50代」がそれぞれ 42.5%、23.3%、65歳以上では「65歳～74歳」が 32.1%と最も多く、年齢区分が高くなるに従い、介助者の年代も高くなっています。

### (3) 今後（将来）の過ごし方について

今後（将来）希望する暮らしについては、「配偶者やパートナー、子どもとの暮らし」が 48.9%と最も多く、次いで、「ひとり暮らし」が 15.3%、「グループホーム（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活）での暮らし」（以下、「グループホーム」という。）が 10.0%となっています。

なお、療育手帳所持者では 28.2%が、精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む）診断を受けている方では 31.7%が「グループホーム」で暮らしたいと回答しており、その理由としては、「入居費用が安い」が 50.4%と最も多く、前回調査の 59.0%より 8.6ポイント減少し、「困った時に相談できる」が 33.9%と前回調査の 44.3%より 10.4ポイント減少し、「医療職と連携している」が

25.6%と前回調査の41.6%より16.0ポイント減少しています。

なお、本調査で新たに設定した選択肢の「24時間支援員がいる」が47.9%と、「入居費用が安い」に次ぐ割合となっています。

また、今後（将来）希望する暮らしとして「グループホーム」を選択した人では、82.6%が市内のグループホームを希望しており、市外のグループホームを希望している人（「可」と回答。）は51.2%、どこの場所のグループホームでもよい人（「可」と回答。）は11.6%となっています。

今後（将来）の暮らしで課題または不安だと思うことについては、本調査で新たに設定した選択肢の「同居する家族が亡くなった後の生活」が40.1%と最も多く、次いで、「生活費等の金銭面」が34.1%と前回調査の30.5%より3.6ポイント増加し、「緊急時の対応」が26.7%と前回調査の34.2%より7.5ポイント減少しています。

特に、「同居する家族が亡くなった後の生活」が今後（将来）の暮らしで課題または不安だと思うと回答した人は、18歳未満、18歳～40歳未満及び65歳以上で、それぞれ58.8%、49.7%、38.1%と最も多く、40歳～65歳未満においても、「生活費等の金銭面」の48.1%に次いで33.2%と2番目に多い回答となっています。

#### （4）就労について

15歳以上の障がい者で「働いている（民間企業や自営業、就業訓練、福祉的就労等）」人は31.5%となっており、そのうち、18歳～40歳未満では58.5%と前回調査の54.2%より4.3ポイント増加し、65歳以上では12.0%と前回調査の8.9%より3.1ポイント増加していますが、40歳～65歳未満では49.8%と前回調査の53.9%より4.1ポイント減少しています。

就労の形態については、「企業等で正社員・正職員」が30.6%と前回調査の38.3%より7.7ポイント減少し、「企業等で臨時、アルバイト、パート」が25.7%と前回調査の31.3%より5.6ポイント減少しており、「就労継続支援や就労移行支援、生活介護を利用」が17.5%と前回調査（選択肢は「就労継続支援や就労移行支援を利用」）の15.2%より2.3ポイント増加しています。

また、今後（将来）「働きたい」人は29.4%と前回調査の36.4%より7.0ポイント減少し、「働かない」（「働きたくない」及び「働きたいが働けない」の合計。）が30.7%と前回調査の28.1%より2.6ポイント増加しています。

なお、年齢区分別に見ると、18歳～40歳未満で「働きたい」が52.3%と前回調査の65.4%より13.1ポイント減少し、40歳～65歳未満で45.4%と前回調査の60.5%より15.1ポイント減少し、65歳以上では9.1%と前回調査の10.5%より1.4ポイント減少と、いずれの年代でも就労意欲が減少しています。

働くために必要なことについては、「障がいにあった仕事であること」が22.2%と前回調査の20.3%より1.9ポイント増加し、「周囲が障がいに対して理解があること」が16.1%と前回調査の15.0%より1.1ポイント増加しています。また、「賃金が妥当であること」が16.3%と前回調査の13.4%より2.9ポイント増加しています。

## (5) 悩み・相談ごと等について

相談にのってもらっている人が「いる」と回答した人は 72.2%となっており、前回調査の 69.5%より 2.7ポイント増加しています。

相談にのってもらっている人や機関としては、「家族」が 76.5%と最も多く、次いで、「友人・知人」が 33.0%、「医療機関（医師、歯科医師、薬剤師等）」が 29.4%となっています。

一方で、相談相手がいない理由については、「気軽に相談できる場や人がいない」が 47.9%と最も多く、前回調査の 29.3%より 18.6ポイント増加し、次いで、「どこに相談したら良いかわからない」が 16.9%と前回調査の 27.7%より 10.8ポイント減少しています。

また、現在、悩んでいることについては、「健康・病気・治療のこと」が 42.3%と最も多く、前回調査の 36.7%より 5.6ポイント増加し、次いで、「将来のこと」が 32.4%と前回調査の 26.6%より 5.8ポイント増加し、「年金や生活費や金銭管理のこと」が 26.4%と前回調査の 21.8%より 4.6ポイント増加しています。

なお、情報の収集先については、「テレビ・ラジオ」が 69.0%と最も多く、前回調査の 69.7%より 0.7ポイント減少し、次いで、本調査で新たに設定した選択肢の「家族・友人・知人」が 39.6%となっており、「新聞・雑誌・フリーペーパー」が 28.1%と前回調査の 33.6%より 5.5ポイント減少しています。

なお、「SNS（ツイッター、フェイスブック等）」が 16.4%と前回調査の 11.1%より 5.3ポイント増加し、動画配信サイト（YouTube 等）が 14.8%と前回調査の 9.5%より 5.3ポイント増加しています。

## (6) 災害時の備えについて

災害（地震や水害等）の備えについては、「準備をしている」が 55.7%と前回調査の 44.4%より 11.3ポイント増加し、一方で、「準備をしていない」が 34.1%と前回調査の 36.9%より 2.8ポイント減少し、「準備をすることができない」が 4.4%と前回調査の 8.8%より 4.4ポイント減少しています。

なお、「準備をしていない」及び「準備をすることができない」と回答した人に、その理由を訊ねたところ、「何を準備すればいいかわからない」が 44.2%と最も多く、前回調査の 60.1%より 15.9ポイント減少し、次いで、「金銭的な余裕がない」が 24.0%と前回調査の 21.9%より 2.1ポイント増加し、「忙しくて時間がない」が 13.1%と前回調査の 6.0%より 7.1ポイント増加しています。

なお、本調査で新たに設定した選択肢の「考えたことがない」が 23.6%となっています。

## (7) 障がい者差別に関する法律及び条例について

市の障がい者権利擁護センターの認知度（「利用したことがある」及び「知っているが、利用したことはない」の合計。）は 19.8%と前回調査の 17.0%より 2.8ポイント増加しており、「まったく知らない」は 73.8%と前回調査の 77.2%より 3.4ポイント減少しています。

また、過去3年間に差別等の経験については、「ある」（「よくある」及び「時々ある」の合計。）が 16.6%と前回調査の 20.6%より 4.0ポイント減少し、「ない」（「ほとんどない」及び「まったくない」の合計。）が 75.5%と前回調査の 73.3%より 2.2ポイント増加しています。

その内容としては、「公共施設や交通機関を利用するとき」が 45.3%と前回調査の 43.3%より 2.0ポイント増加し、「仕事を探すとき」が 23.9%と前回調査の 19.1%より 4.8ポイント増加していますが、

一方で、「職場や学校にいるとき」が 28.9%と前回調査の 35.5%より 6.6 ポイント減少し、「お店を利用するとき」が 22.4%と前回調査の 25.9%より 3.5 ポイント減少しています。

なお、本調査で新たに設定した選択肢の「障がい福祉サービスを利用しているとき」が 14.4%、「インターネットや SNS を利用しているとき」が 8.5%となっています。

#### **(8) 市の福祉施策について**

東野地区複合福祉施設（東野パティオ）の認知度（「利用したことがある」及び「知っているが利用したことがない」の合計。）が 46.2%となっており、「まったく知らない」の 47.9%を下回っています。

また、利用にあたり、満足な点・不満足な点については、「施設に対する感謝・満足な点」についてのご意見が 39 件となっており、一方で、不満な点についてのご意見が 49 件となっており、特に、「施設周辺の環境・アクセスについて」及び「支援体制について」のご意見が多くなっています。

## 2. 障がい福祉サービス事業者に対する調査結果の概要

浦安市内の障がい福祉サービス事業者を対象としたアンケート調査について、概要を整理した結果は以下のとおりです。

なお、令和元年度に実施した前回調査については、「前回調査」又は「前回」と表記します。

### (1) 事業所の令和3年度経営状況について

浦安市内の障がい福祉サービス事業者で実施している障がい福祉サービスは、「居宅介護」及び「放課後等デイサービス」がともに23.0%と最も多く、次いで、「児童発達支援」が19.7%となっており、前回調査で2番目に多かった「移動支援」は13.1%と、前回調査の21.5%から8.4ポイント減少しています。

また、利用者の増減状況については、「増えた」が36.8%と「減った」の14.5%を上回っており、「変わらない」が36.8%となっていますが、事業所の経営状況については、「黒字」が17.1%と、前回調査の28.0%から10.9ポイント減少し、「概ね均衡」が37.6%と前回調査の48.6%から11.0ポイント減少しており、「赤字」は20.5%と、前回調査の15.9%から4.6ポイント増加しています。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、事業活動に「影響はない」と回答した事業者が18.0%となっている一方で、「影響があった」と回答した事業者は78.7%となっており、その内容は、「クラスターの発生」及び「キャンセルの増加」など、事業所の経営に直接影響がある事柄が多くなっており、対応策としては、「外出やイベントの自粛」及び「マスクや消毒液の導入」などが多く挙げられています。

### (2) 事業所の職員について

事業所の運営を進めていく上での課題として、「職員の採用が困難」が62.3%と最も多く、次いで、「利用者の確保が困難」が34.4%、「職員の人材育成が困難」が32.8%となっており、利用者の確保とともに、職員の確保・育成が大きな課題となっています。

過去1年間における職員の平均採用者数については、正規職員で2.5人、非正規職員で2.4人となっており、正規職員は、前回調査の1.8人より増加していますが、非正規職員は、前回調査の2.5人より減少しています。平均離職者数については、正規職員、非正規職員がともに1.8人と、前回調査の正規職員1.3人、非正規職員1.4人より、それぞれ増加しています。

なお、平均離職者数を勤続年数で見ると、正規職員では1年未満の離職が1.4人と前回調査の0.9人より0.5人増加し、3年未満の離職が1.7人と前回調査の1.0人より0.7人増加しています。また、非正規職員では、1年未満の離職が1.1人と前回調査の1.2人より0.1人減少していますが、3年未満の離職が1.2人と前回調査の0.7人より0.5人増加しています。

職員の充足状況については、「十分である」が26.2%と、前回調査の19.6%から6.6ポイント増加しているものの、「不足している」（「やや不足している」、「不足している」及び「非常に不足している」の合計。）の73.8%を大きく下回っています。

職員が不足している理由については、「離職率が高い（定着率が低い）」が2.2%と前回調査の8.2%より6.0ポイント減少し、「募集しても応募がない」が51.1%と前回調査の60.0%より8.9ポイント減

少しています。

一方で、「応募者がいても、採用基準に達していない」が20.0%と前回調査の18.8%より1.2ポイント増加し、「その他」が17.8%と前回調査の10.6%より7.2ポイント増加しており、その内容としては、「募集の中止を検討しているため」及び「経営状況により」などの理由が挙げられています。

人材確保・人材定着のために取り組んでいることについては、「求人誌、インターネット求人サイトでの募集」が70.5%と最も多く、前回調査の65.4%から5.1ポイント増加し、次いで、「ハローワークを通じて募集する」が68.9%と、前回調査の49.5%から19.4ポイント増加しています。

### (3) 提供している障がい福祉サービス等について

利用者が希望するサービスを「提供できている」（「十分提供できている」及び「どちらかといえば提供できている」の合計。）と回答した事業者が88.5%と前回調査の90.6%より2.1ポイント減少し、特に「十分提供できている」が13.1%と前回調査の29.9%より16.8ポイント減少しています。

利用者にサービス提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」が42.6%と前回調査の49.5%より6.9ポイント減少し、「職員の職種やスキルにより、利用者の希望するサービスが提供できない」が21.3%と前回調査の33.6%より12.3ポイント減少しているものの、「変更やキャンセルが多い」が36.1%と前回調査の21.5%より14.6ポイント増加し、「休日（土・日・祝日）や早朝夜間の対応が難しい」が34.4%と前回調査の25.2%より9.2ポイント増加しています。

また、「その他」では「社会資源、特にヘルパー不足により十分な支援が行き届かない」及び「新規利用希望の問い合わせが少ない。新規で立ち上げた際、周知する機会が少ない」などの回答が挙げられています。

### (4) 災害時の備えについて

災害時の準備として実施しているものについては、「地震・水害などの災害（火災を除く）を想定した避難訓練を実施」が68.9%と前回調査の63.6%より5.3ポイント増加している一方で、「避難行動計画や災害発生時対応マニュアルの作成」が68.9%と前回調査の81.3%より12.4ポイント減少し、「備蓄品の整備」が62.3%と前回調査の65.4%より3.1ポイント減少しています。

また、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」については、「協定を締結している」が44.3%、「締結していない」（「以前は協定を締結していたが、現在は協定を解約している」及び「協定を締結したことはない」の合計。）が50.8%と、締結していない事業所の方が多くなっています。

なお、協定を解約、もしくは締結していない理由については、「災害発生時に福祉避難所として開設するための職員の確保が難しいため」が48.4%と最も多く、次いで、「福祉避難所としての役割や運営方法などがよくわからないため」が32.3%、「通所系のサービスを実施していないため」が25.8%となっており、「その他」の理由としては、「他の施設で協定を締結している」及び「協定を把握していなかった」という回答が挙げられています。

今後の締結の意向については、「引き続き協定の締結を継続する」が36.1%、「事業所の体制が整い次第、協定を締結したい」が19.7%、「協定の締結は考えていない」が32.8%となっています。

#### (5) 地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点については、「登録している」が 31.1%、「登録していない」が 67.2%となっています。このうち、登録していない理由については、「地域生活支援拠点の名称・内容は知っているが、事業所として役割を担うことが難しいと感じるため」が 41.5%と最も多く、次いで、「地域生活支援拠点を知らなかったため」が 36.6%、「地域生活支援拠点の名称は知っているが、内容がよくわからないため」が 14.6%となっています。

なお、「地域生活支援拠点を知らなかったため」が全体に占める割合は 24.6%となっており、前回調査の 10.3%より 14.3 ポイント増加しています。

また、地域生活支援拠点に期待する機能については、「地域の体制づくり」が 63.9%と前回調査の 60.7%より 3.2 ポイント多くなっていますが、「緊急時の受け入れ・対応」が 59.0%と前回調査の 74.8%より 15.8 ポイント減少し、「相談支援機能の充実」が 54.1%と前回調査の 62.6%より 8.5 ポイント減少し、「専門的人材の確保・養成」41.0%と前回調査の 56.1%より 15.1 ポイント減少しています。